

利用規約

(趣旨)

第1条 本規約は、公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、「公社」という。）が運営するオープンイノベーションフィールド多摩 国分寺館・八王子館（以下、「本施設」という。）の利用に関して、必要な事項を定めるものとします。

(目的)

第2条 本施設は、中小企業と大手企業、研究機関などがゆるやかなネットワークを形成し、ものづくりをはじめとする幅広い分野のオープンイノベーションを推進するため、試作開発や新事業創出等を行う拠点となることを目的とします。

(利用対象施設)

第3条 利用対象施設は、次に掲げるものとします。

(1) 国分寺館

- 1階 プロトタイプラボ
ものづくり相談室
- 2階 コワーキングスペース3室
- 3階 カンファレンスルーム2室
- 4階 セミナールーム2室

(2) 八王子館

- 1階 コワーキングスペース2室、オンライン相談室1室
- 2階 カンファレンスルーム2室、会議室1室、ホール1室
- 3階 カンファレンスルーム4室、セミナールーム1室

(利用者)

第4条 本施設の利用者は、原則として、オープンイノベーション等の企業経営に関連する内容で利用する都内中小企業者等、及びオープンイノベーション関連事業への協力が可能な事業者等とします。

(利用申込)

第5条 利用者が本施設の利用を申込み際は、原則としてインターネットを介した専用システムへの接続にて施設利用の5営業日前までに、またコワーキングスペースについては施設利用希望時間前までに申込みこととします。

(予約)

第6条 本施設の予約可能期間は、オープンイノベーション等の企業経営に関連する内容で利用する都内中小企業者等は6か月前からとします。

また、それ以外のオープンイノベーション関連事業への協力が可能な事業者等は、原則以下の施設に限り2か月前から予約可能とします。

【国分寺館】 コワーキングスペース、セミナールーム

【八王子館】 コワーキングスペース、会議室、ホール

(利用料、開館日及び開館時間、休館日)

第7条 利用料、開館日及び開館時間は、原則別紙1のとおりとします。

2 休館日は次のとおりとします。ただし、公社が特に必要と認めたときはこれを変更し、又は臨時に休館日を定めることができることとします。

【国分寺館】 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第187号）に規定する休日、
12月29日から翌年1月3日及び保守等の公社が指定する日

【八王子館】 12月29日から翌年1月3日及び保守等の公社が指定する日

(利用の変更手続)

第8条 利用者等が、利用目的、利用日時、附帯設備等を変更しようとするときは、原則としてインターネットを介した専用システムから申込むものとします。

(利用料の返還)

第9条 原則として、公社が受領した利用料の返還は行いません。ただし、災害その他の事故、及び工事その他都合により本施設及び附帯設備の使用ができなくなった時は、利用料の全部又は一部を返還いたします。

(禁止事項及び使用制限)

第10条 利用者及び利用者以外の入館者は、次に掲げる事項を行ってははいけません。

- (1) 都内中小企業等のオープンイノベーションの促進及び企業経営関連ではない目的で利用すること。但し、本施設が行うオープンイノベーション関連事業へ協力する場合を除く。
- (2) 公社の承諾なく販売行為を行うこと、および、公社の承諾なく商品のサンプリングを行うこと。
- (3) 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に係る行為をすること。
- (4) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないとは判断される業態を営む方が利用すること。
- (5) 「特定商取引法」等関連法規等によって罰せられるおそれのある催事等を行うこと。
- (6) 法令上禁止されているもの、東京都青少年の健全な育成に関する条例で定める不健全な図書類等、その他これに準ずるもの、及び別紙2記載の展示や販売等を行うこと。
- (7) テロ等準備罪の成立要件に係る内容で利用すること。
- (8) 本施設の利用申込の際に虚偽の社名または氏名を記載して申し込むこと。
- (9) 本施設を公社の承諾なく、第三者に使用権を譲渡または転貸すること。
- (10) 本施設を公社の承諾なく、申込みの時間を超過して使用すること。
- (11) 本施設に消防法上の収容人数を超えて入場させること。

- (12) 発火物、引火物、爆発物、劇物その他危険物を持ち込むこと。
- (13) 火気または大量の水を使用すること。
- (14) 仮設ステージや大規模な展示パネル等の制作物に可燃物を使用すること。(不燃物の使用を原則とする。多量の可燃物の持ち込みは不可とする)
- (15) 本施設において喫煙すること。
- (16) 補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)以外の生体を持ち込むこと。
- (17) 本施設、備品または付帯設備へ公社の許可なく釘、画鋸、テープ貼付等を行うこと。
- (18) 本施設または付帯設備を損傷または滅失するおそれを生じさせること。
- (19) 大音量を発する活動をする事。
- (20) 布教等に関する勧誘行為・集会、署名活動を行うこと。
- (21) 公序良俗に違反し、または、管理運営上支障がある行為を行うこと。
- (22) 本施設の敷地内において、寄付の募集、飲食物の販売又は他の利用者の迷惑となるような飲食物の持ち込みを行うこと。
- (23) 本施設の注意に従わないこと。
- (24) その他、本施設の利用が不適切と公社又は公社が委託した施設管理者が認める行為を行うこと。

(利用停止)

第 11 条 公社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その利用を停止することができることとします。

- (1) 要件の偽りや虚偽の記載等、不正行為により利用の承認の決定を受けたとき。
- (2) 犯罪その他著しく信用を失墜する事実があったとき。
- (3) 利用規約や公社又は公社が委託した施設管理者の指示に違反したとき。
- (4) その他事業運営管理上支障があると認められるとき。

2 前項による利用の停止をうけた場合において、利用者は公社に対し、損害賠償その他の請求をすることはできません。

(賠償)

第 12 条 利用者は、本施設の施設設備をき損又は滅失したときは、公社が相当と認める損害額を賠償しなければなりません。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、公社は、これを減免することができることとします。

(不可抗力による利用予約の取消)

第 13 条 天災地変その他不可抗力により建物の全部又は一部が滅失し、若しくは破損して本施設の使用が不能となった場合は、公社は当該利用予約を取消することがあります。

(入室の承諾)

第 14 条 利用者は、本施設の管理上必要があつて公社の職員又は公社が委託した施設管理者が入室を求めたときは、これを拒むことはできません。

2 前項の職員等は、その身分を示す公社職員証等を携帯し、関係人の請求があつたときはこれを提

示いたします。

(事故等の報告)

第 15 条 利用者は、本施設内において事故があったときは、直ちに公社又は公社が委託した施設管理者に報告しなければなりません。

2 本施設の施設設備又は物品を損傷し、又は紛失したときは、利用者は、公社又は公社が委託した施設管理者に届け出なければなりません。

3 利用者は、本施設の利用を終えたときは、公社又は公社が委託した施設管理者に報告しなければなりません。

制定 令和 5 年 4 月 1 日

別紙 1

国分寺館利用料金表（税込）

フロア	施設区分	平日 9:00～17:00		
1F	プロトタイプラボ	165円/30分		
フロア	施設区分	平日 9:00～19:00		
2F	コワーキングスペース	165円/30分		
フロア	施設区分	平日 9:00～12:00	平日 13:00～17:00	
3F	カンファレンスルーム1	1,300円	1,800円	
	カンファレンスルーム2	2,300円	3,000円	
フロア	施設区分	平日、土曜 9:00～12:00	平日、土曜 13:00～17:00	水、金、土曜日の 17:30～21:30
4F	セミナールーム1	5,400円	7,200円	7,200円
	セミナールーム2	3,700円	5,000円	5,000円
プロジェクター		600円/時間帯ごと		

八王子館利用料金表（税込）

フロア	施設区分	平日9:00～19:00		
1F	コワーキングスペース	165円/30分		
フロア	施設区分	平日、土日祝の 9:00～12:00	平日、土日祝の 13:00～17:00	平日、土日祝の 17:30～21:30
2F	ホール	9,600円	12,700円	12,700円
	会議室	4,800円	6,400円	6,400円
	カンファレンスルーム1	800円	1,200円	
	カンファレンスルーム2	1,000円	1,500円	
3F	セミナールーム	4,400円	6,100円	
	カンファレンスルーム3	2,000円	2,700円	
	カンファレンスルーム4	2,000円	2,600円	
	カンファレンスルーム5	3,100円	4,200円	
	カンファレンスルーム6	2,100円	2,800円	
プロジェクター		600円/時間帯ごと		

別紙2

展示・販売等が不可のもの

武器及び武器を模したもの
ポルノ・アダルト関連のもの
動植物等のいきもの
通貨、硬貨、および現金同等品・有価証券等
その他公社又は公社が委託した施設管理者が不適切と判断するもの